3　東日本大震災からの復興

東日本大震災の発災からおよそ５年が経過する中、これまで、被災した地方自治体は復旧・復興に懸命に取り組んできた。国は、震災復興特別交付税により被災自治体等への財政措置を講じるとともに、被災地以外の地方自治体も、被災自治体へ応援職員を派遣するなど、国・地方をあげた支援が行われてきた。

引き続き、東日本大震災からの復旧・復興には莫大な費用を要するが、住民とともに復旧・復興に取り組む被災自治体の財政運営に支障が生じることがあってはならない。

平成27年６月24日に開催された復興推進会議において、復興創生期間（平成28年度～平成32年度）における復旧・復興事業の規模と財源が決定された。この方針に従い、東日本大震災の復旧・復興事業について、引き続き通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保し、復旧・復興事業が着実に実施される必要がある。

震災復興特別交付税は、時限的な税制措置を講ずること等により特別に財源を確保した上で設けられた財政措置である。震災からおよそ５年が経過し、被災自治体等における事業の実施状況等を踏まえ、震災復興特別交付税について、復旧・復興事業の実績等に基づき、適切に精算を行う仕組みを整備すべきである。

4　地方財政の健全化に資する取組等

⑴　行政サービス確保のための地方自治体の業務改革

これまで地方自治体は行政サービスの多くを担い、地域や住民の期待に応えてきた。厳しい財政状況に直面する一方で、人口減少や超高齢化、公共施設や設備の老朽化など新たな課題が山積している中、地域や住民が必要とする行政サービスを的確に提供する体制の確保が不可欠である。行政として対応しなければならない政策・課題に重点的に対応するため、住民組織など地域を支える様々な団体との連携や、行政の簡素化・効率化を目的とした民間委託等の推進も求められる。

①　地方行政サービス改革の推進

質の高い行政サービスを引き続き効率的・効果的に提供するため、地方自治体においては、定型的業務を中心とした事務・事業の民間委託の推進、指定管理者制度等の活用、給与・旅費等に関する庶務業務の集約化、自治体情報システムのクラウド化、ＰＰＰ[14]／ＰＦＩ[15]の推進等の積極的な業務改革の推進に努めることが必要である。

こうした観点から、より積極的な業務改革の推進に努めるよう地方自治法に基づく技術的助言[16]がなされたところであり、今後は、その取組状況について、毎年度フォローアップを行うことが重要である。国は、各地方自治体のこれらの取組状況について、比較可能な形で公表し、見える化を実施すべきである。

②　公営企業の経営改革

公営企業は、人口減少等による料金収入の減少や保有資産の大量更新期の到来等により、その経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められている。

このため、事業の意義や採算性、地域の実情等を踏まえ、事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用の抜本的な改革の検討が重要である。国は、これらの取組に係る優良事例の横展開や取組状況の調査・公表等を通じ、各公営企業の取組を後押ししていくことが重要である。

また、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である経営戦略について、早期の策定が望まれている。国は、これを集中的に推進すべく、財政面、人材面、情報面等で積極的な支援に取り組むべきである。

③　公立病院改革

公立病院については、新公立病院改革ガイドラインに基づき、都道府県が策定する地域医療構想の策定状況を踏まえつつ、地方自治体において新改革プランを早期に策定し、更なる経営改革に取り組むことが求められる。医師・看護師不足など、地域医療を取り巻く環境は依然として深刻であることから、国においても、新改革プランが着実に実施されるよう引き続き地方財政措置の重点化を図るべきである。

④　第三セクター等の経営健全化の推進

第三セクター及び地方公社は、地域住民の暮らしを支える重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方自治体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。このため、地方自治体においては、地方自治法に基づく技術的助言[17]等を踏まえ、関係を有する第三セクター等について自らの判断と責任による不断の効率化・経営健全化に取り組むことが必要である。

特に、標準財政規模に比して多額な損失補償等を行うなど、財政的リスクが高い水準に達している地方自治体にあっては、第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことが求められる。このため、国は、各地方自治体の財政的リスク等の調査・公表や、先進的な取組事例の収集・公表により、経営健全化の取組を推進することが必要である。

⑵　地方自治体の財政マネジメント強化等

地方財政の透明性、予見可能性を高め、財政のマネジメントを強化することは、地方財政の健全化につながる。地域で真に必要な行政サービスの効果的・効率的な提供手法を住民が選択できるよう、国が環境を整備し、各地方自治体の取組を通じて、歳出の効率化を図ることが求められる。

①　地方公会計の整備

地方自治体の財政状況について、発生主義・複式簿記といった企業会計の考え方及び手法を参考として、財務書類や固定資産台帳を整備し、より一層の「見える化」を図っていくことが重要である。

このため、全ての地方自治体において、統一的な基準による財務書類等を作成・公表する必要がある。また、管理会計的な観点から、施設別・事業別の分析を実施して予算編成等に活用し、地方自治体の限られた財源を「賢く使うこと」も必要である。

統一的な基準による財務書類等が早期に整備されるよう、国は、共通ソフトウェアの地方自治体への円滑な無償提供など、必要な措置を引き続き講じるべきである。

②　地方財政の全面的な「見える化」

住民や議会等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や地方自治体のガバナンスの向上を図る観点から、決算情報等の全面的な「見える化」を図る必要がある。

都道府県及び市区町村の決算情報について、財政状況資料集をはじめとする各種資料が公表されているところであるが、住民一人当たりコストは、財政状況資料集において、人件費、普通建設事業費及び公債費のみが掲載されている。

したがって、今後、住民一人当たりコストについて、性質別・目的別で網羅的に「見える化」を図るべきである。その際、地方自治体は、地理的・地形的要因や人口規模等が様々であることから、住民一人当たり行政コストについて、他団体との一律の比較は適当ではなく、自団体における経年比較や類似団体との比較が可能となるよう留意すべきである。

さらに、公共施設等の老朽化度合いを示す指標、施設類型ごとのストック情報、固定資産台帳による土地情報等についても「見える化」等を図るべきである。

③　公共施設等の総合的な管理

地方自治体は、頻発する災害への備えや人口減少社会における長期的な視点も踏まえ、地域住民との十分な議論や、近隣自治体との連携など、幅広い検討を行いながら、公共施設等総合管理計画の策定を一層推進する必要がある。

各地方自治体は、公共施設等総合管理計画を公共施設等の集約化・複合化に踏み込んだものとするよう努めつつ、平成28年度中の策定完了に向けて作業を加速させるとともに、同計画に基づき公共施設等の最適な配置等に取り組む必要がある。

国は、このような地方自治体の取組を支援するため、公共施設等総合管理計画の策定に係る特別交付税措置を引き続き講じるべきである。また、同計画の策定団体数の増加を踏まえ、計画に基づく既存の公共施設等の解体撤去事業、集約化・複合化事業及び転用事業に対する地方債措置を引き続き講じるとともに、地域の実情に応じた必要額を確保すべきである。